

## 寛永鎖国についての一考察

箭内, 健次  
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178552>

---

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 13, pp.65-76, 1968-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :



# 寛永鎖国についての一考察

## 箭 内 健 次

いわゆる寛永鎖国については鎖国得失論をはじめとし、その原因、影響及び歴史的意義に関し従来より多くの論考が行われており、最近では国内史の研究者からは寛永鎖国は幕藩体制確立の過程における一現象であり、これを以て日本の歴史の方向を決定ずけたものと見做すのは不当であるとしてその意義を低く評価する見解も現われている。しかし国際関係の見地から考えるならば、百年に亘る多彩な国際的交流を大きく遮断し、鎖国の態勢に我国を陥入れた寛永鎖国は極めて特異且重要な事象であることは論を俟たぬ所であろう。

得失論はさて置いて従来寛永鎖国を論ずる場合、その性格として宗教的統制と貿易的統制の二面が採り上げられている。その何れを重視するかは別として、キリスト教禁止を中核とする思想統制と、徳川幕府の独占的な貿易制限がその中心的課題であつたことは、寛永十年以降十六年に至る一連のいわゆる鎖国令の内容を検討すれば極めて明瞭である。しかしながら従来の研究ではこの二つの側面がいわば並列的に考察せられ、相互における統制の密度、連繫については必しも十分には考察されていないように思われる。換言すれば鎖国令の間の時間的考察が欠けている嫌いがある。本稿においては右のような視点に基き、改めて寛永鎖国の意義について考察してみたい。

先ず側面の一であるキリスト教禁制についてみると、それは既に早く豊臣秀吉によつて公布された天正十五年六月

寛永鎖国についての一考察（箭内）

十九日の宣教師追放令、及び前日の十八日のキリスト教信仰に関する掟の中に認められる。この両令を通じてキリスト教伝道の進展が封建支配者にとって危険を孕んでいると観取されているのである。宣教師の導きによつて強固な信仰を持つに至つた信徒たちの団結の力は、秀吉にとつてはかの本願寺教団の再現を想わせるものとして警戒心を感じさせたものゝ、彼がこの際教徒の弾圧にまで強行しなかつた理由は、その危機が現実には差迫つた状態でなかつたと同時に、キリスト教弾圧によつて貿易（ポルトガル人による）の途絶を恐れたからに他ならない。ポルトガル商人による対日貿易の独占という事態と、秀吉政権確立過程において占める貿易の重要性とは、秀吉をしてキリスト教伝道に對しても強い態度に出る事を不可能ならしめたものであつた。

秀吉のこのような態度はその後継者徳川家康にも示されていた。家康は平和通商主義の下に諸外国との間に通商關係の開始にとめると共に、朱印船制度を設けて積極的に日本人の海外活動を奨励したが、これは半面ポルトガル人による独占貿易を牽制するという狙いをもつていた。しかし十七世紀初頭においてはポルトガル貿易の優位は絶対的であつた。ポルトガル対日貿易に依存せざるをえない時点においては、キリスト教に對しても強硬な態度に出る事は得策ではなかつたことは一六〇五年家康がフィリピン総督に宛てた書翰に明かにうかがわれる所である。この書翰を通じ家康は、明かにキリスト教伝道に對しては反対の意向を示しながらも敢て黙認するという意向を述べている。すなわち家康も又既にキリスト教禁制の意図をもつていた事は明かであり、しかも、それを斷行しなかつたのはやはりポルトガル貿易の現状を考慮したからと考えられるのである。従て十七世紀初頭における徳川幕府の外国貿易方針は、絶対的優位にあるポルトガル貿易を牽制する点に注がれていたといつても過言ではない。そのためには既に早く將軍就任以前フィリピンより来朝し、二十六聖人殉教の際潜伏していた宣教師ジエロニモ・デ・ジェススを通じ、フィリピンのイスパニヤ政庁との間に通商の交渉を試みたが、更に慶長五年オランダ船リーフデ号が漂着するに及んでは、按針ウイリヤム・アダムズを通じイギリス及びオランダとの通商開始を意図した。この事が機縁となつて慶長十

四年にはオランダが、同十八年にはイギリスが相ついで日本通商に來航し、幕府より通商許可の朱印をえたが、これら二国に対する通商は全く無条件自由であるに對し、ポルトガルに對しては一六〇四年以降、いわゆる糸割符制度が施行されて、それまでのポルトガル商人による思いのままの取引は大きく制約され、こゝに統制が加えられた事は甚だ對蹠的であることが注目されるのである。

家康がキリスト教禁制について強硬な方針を打ち出したのは、慶長十七年三月岡本大八処刑を機会に、先ず直轄領における会堂の破壊、布教の禁止、宣教師の追放を命じたのが初めてであり、ついで翌十八年十二月には金地院崇伝の手に成る有名な伴天連追放令が公布された。この追放令の内容はさきの秀吉の公布した法令と較べ、極めて長文のものではあるが、その中に見られるキリスト教徒、宣教師の行動に対する思想は全く同一であることは封建支配者のキリスト教信仰に對する共通の意図を認めることができるのである。②しかも両令公布に關して大きな差違は、前者は宣言にとゞまり実効性が乏しかつたのに比し、後者は実行を伴つていた事であり、やがて到來したキリスト教弾圧の第一歩であつた。しかもこのような名実の伴つた禁教令がこの時点において公布された事は、同年九月イギリスの対日通商が正式に許可された事と無關係ではなかつたと考えられる。さきのオランダ人の許可と共に新教國の対日通商は平戸を中心に積極的に行われた事は、朱印船による日本人の通商活動と相まつてポルトガル人の独占態勢が次第に蠶食されつゝあつた事を意味するものであり、これが幕府として禁教令公布に踏切らしめる一因となつたとみても過言ではないと思う。

キリスト教は日本國來の神仏信仰を誹謗し、民衆を煽動して神社仏閣を破壊し、人倫をそこない、日本の法秩序を破壊する邪教であり、従つて断固取締るべきものであるとする支配者の方針は今や確固たるものとなつた。それは時と共に變るべきものではないという理念が築き上げられた。寛永鎖國の一側面は最早こゝにその原型をみる事ができる。その後この方針は幕府の外交政策遂行の上にしばしば現われている。例えば元和二年八月八日の老中奉書はそ

#### 寛永鎖国についての一考察（箇内）

れまで国内において自由に通商活動を認められていたイギリス商人に対し、爾今長崎及び平戸の二港においてのみ認められたものとして著名であるが、その文には初めにキリスト教禁令の趣旨を厳しく申達したのち、

将又黒船いきりす船之義、右之宗牀に候間、御領分着岸候共、長崎平戸江被遣之、御領内ニ而商売不仕様尤候（以下略）<sup>③</sup>としてヨーロッパ船の貿易港を制限しているが、その理由としていきりす船も又キリシタンであると強調しているのは、明かにその貿易港制限の理由をキリシタン教に結付けているのであり、本令公布の真意はキリスト教禁令の再確認よりもむしろ外国人（ヨーロッパ人）の日本国内活動を制限するにあつたとみるべきであり、それを正当化するためにキリスト教禁令を掲げた所にすでに幕府不動の国策としての禁令の性格がうかがわれるのである。同様に又、寛永元年フィリピンของ 이스パニヤ政庁が対日親善関係樹立のため、使節ドン・フェルナンド・デ・アヤラ（Don Fernando de Ayala）ら一行を日本に派遣したが、その報道を聞いた幕府は、

今度自伊須汲差渡使節、欲修聘礼以実証之来、即相議而達上聞、

則往年彼国所懇求者、商舶往来兩國之珍産相互市場売買一件耳、然以邪法頻誑風俗所制止先已畢、強及其企者非彼国之偽謀乎、不収聘礼云々<sup>④</sup>

として使節の上京を抑え、イスパニヤとの国交を絶つたが、正しくさきの伴天連追放文と同じ立場に立っていることは明かである。

このように日本国内におけるキリスト教伝道の完全な禁圧、外国からの宣教師を含む信徒の入国の禁止が幕府の至上政策として表明されているからにはポルトガルとの通商の禁止は勿論の事、日本人の海外活動の禁止は幕閣においては当然顧慮されたものと考えられる。にも拘らず現実に日本人の海外往来の禁止は寛永十二年であり、ポルトガル人の通商禁止は寛永十六年と十数年の年月を要しているのはいかなる事情によるものであろうか。一連の鎖国令にみられるキリスト教関係の条文はその内容は何れも処分の条項のみであり、本質的事項は何ら記載されていない。この

事は換言すればキリスト教禁制は既に鉄則化していることを物語っているといえよう。従つて寛永の鎖国令におけるキリスト教関係条文には、何ら特殊事情を物語るものはないといつても過言ではないとするならば、鎖国令がこの時点において次々と打出されていつた背景は貿易問題にあつたことが知られるであらう。

前述のごとく豊臣秀吉は天正十五年六月十九日の伴天連追放令において後段に黒船来航を積極的に奨励しているが、これは戦国大名の性格を多分に示すものであつた。当時の日本をめぐる国際的貿易環境はポルトガル船の独占であつたから黒船来航推進という形で行なわれたが、秀吉は日本人による貿易活動を奨励するため、文禄年間におけるいわゆる朱印船制度が考慮されたものと思われる。<sup>⑤</sup>しかしこれは実質的效果は殆んど挙げなかつた中に秀吉の病歿となつた。家康の朱印船制度施行は正にこれを継承するものであつたが、かくして積極的に開展した日本人の貿易活動の中において幕府自らもこれに関与した。その形態については必しも明確ではないが初期においては朱印船貿易は少くとも経営資本力を有する階層には広く開放されたと考えられ、その間にあつて幕府は先買権を行使して低廉に貿易品を買取るか、又は長崎奉行、長崎代官その他特権商人を利用して間接的に貿易経営を行つていたことは明かであつた。これはポルトガル船に対してだけでなく中国船にも行使されたようである。<sup>⑥</sup>即ちこの時点においては幕府は一大貿易商人であり、その販売による利潤に大きな関心をもつていたと考えられる。

先述したように幕府は慶長九年以降ポルトガル船舶載の白糸に対し糸割符制を施行し、京都、堺、長崎三都の豪商たちによつて組織された糸割符商人に一括購入せしめた。これは明かに当時独占的態勢にあつたポルトガルの日本貿易に対し幕府権力による介入の第一歩であつた。しかしこの時点における糸割符制は幕府による先買権行使後の白糸が対象であり、三都商人保護の下においてポルトガル商人からその貿易取引の主導権を奪つた所に意義を見出すのであり、全貿易に対する統制とはいへぬものと考えられる。それはその後日本通商に参加したオランダ人やイギリス

#### 寛永鎖国についての一考察（箭内）

人に対しては無制限の自由な商業活動を許可したことによつてもうかゞわれる。例えこれら二国人の舶載する商品中に白糸が極めて少量であつたとはいえ、これを自由取引に放任したところからみて、その狙いがポルトガル独占体制打破にあつたものであらう。

処がこの情勢は元和二年に至り一変した。この年は大阪の陣の終結した年であり、又前將軍家康が死んで江戸、駿府の二元政治が解消した年である。この年八月八日に出された老中奉書はさきに述べたようにすべてのヨーロッパ人の日本国内における商業活動を長崎、平戸の二港に制限したものであつた。この二港制限令公布に至つた導因として「日本の商業をその手に独占している富商の一団」の策動によるものとする見解と、幕府自身の貿易政策から出たものとする見解とがある。<sup>⑦</sup>この場合富商とは朱印船貿易商人、糸割符商人その他將軍や老中に極めて寵遇を得ている、いわゆる特権商人を指しており、彼らはこの制限令の公布により生糸貿易の独占化をはかうとしたことは事実である。しかし本令公布の主謀者は長崎奉行長谷川左兵衛や糸代官長谷川忠兵衛ら当時生糸貿易の管理を行つていた幕吏たちであつたと考えられ、同時に又大阪の陣において豊臣氏方がイギリス商人等より鉛その他軍需物資を多く購入したという事実からも、この際幕府として外国貿易全体の管理体制を確立する必要があるものと思われるのである。これら幕府当局の意向と富商たちの利害の一致した所に本令公布の意図があつたとみるべきである。しかしそこにはこれら富商に対する幕府権力による統制はまだ行われていなかったと考えられる。

しかしながら貿易商人に対する統制はやがて次第に現われた。その時期は必ずしも明瞭ではないが元和中期頃からと思われる。長崎拾芥に

秀吉公権現様台徳院より御朱印頂戴、文禄元年より寛永十一年まで四十三年の間、年々御渡海仕、商売の利潤余りあり、世の人争ひて往かん事を思えとも御免の者制限有之<sup>⑧</sup>

とあるのは正にこの事を物語つてゐる。この傾向はその後大きな変化なく奉書船時代にと持越されていることは現存

の史料によつてはゞ推測される所である。

かつて自由に開放された朱印船貿易も、こゝに或は代官であり、糸割符商人であり、又銀座年寄のごときいわゆる代官的豪商という特権商人たちに制限されたことは貿易の性格が既に大きく変つたことを意味するものであり、さきの元和二年の二港制限令の裏幕が今や朱印船貿易においても中心的存在となつていた事を物語つてゐる。

このような情勢はやがて寛永期に入つて更に進展を見せてくる。寛永八年は貿易史の上で極めて重要な時期と考えられる。それはこの年注目すべき諸規定が実施された。すなわち、

一、奉書船制度の施行

一、糸割符関与都市の拡大

一、分国系の設定

一、中国船の糸割符制従属

一、呉服所に対する現糸六〇丸の配分

の五点である。その各々については以前發表したので詳述することを避けるが、第一の奉書船制度の問題は元和年間よりみられた代官的豪商といった特権商人らによる朱印船貿易経営の再確認であり、同後に又西南日本の諸大名による藩貿易を遮断する意図がひそんでいる。第二の施策は従来堺、京都、長崎の直轄三都市による糸割符配分に不満をもつ江戸・大阪の加入であり、この事はこれら二都市の政治的経済的成長を物語るとともに、五ヶ所に拡大された事によつて夫々の都市の商人層に対する幕府の階層的支配が増大したことを意味している。第三の施策は筑前博多、筑後久留米、柳河、肥前佐賀、豊前小倉、対馬の外様大名領下の都市に対し五ヶ所の統制下に糸の配分を行うことであるが、これはこれら都市が以前貿易経営に関与していた事実からして、これらに対し「恩恵」を与える事によりその独自の貿易活動を制約したことを意味するものと考えられる。さらに第四の施策についてみると、これは糸割符商人

寛永鎖国についての一考察（筋内）

の取引の対象となつてゐるポルトガル船舶載の白糸が国内におけるキシタン禁圧の強化とオランダ船等による妨害によつて著しく減少した結果、糸の価格が騰貴したため物価対策の上からも重大問題となつた結果とられたものと考えられる。第五の施策については呉服所六軒に対する現糸六〇丸の配分が定められたことである。呉服師は徳川氏と古くより御用達その他特殊関係にある特権商人により組織され、その材料である白糸は特に先物買による購入権が認められていたが、この時になり、その供給を確保し、且幕府権力下に把握するためにこの処置がとられたものと考えらる。

この寛永八年の諸改正を通じてうかゞわれる所は幕府の貿易政策の変化である。すなわち幕初において見られた利潤第一主義の貿易経営から商業政策、都市政策への傾斜である。換言すれば大貿易資本家としての幕府の姿から貿易を通じ直轄都市の商人に対する階層的把握に重点の移つた事を物語つてゐる。同時にかつて幕府が貿易を通じて獲得した商品は、白糸を初めとして糸割符の拡大によつて幕府の統制下に入り、又呉服用として呉服師に対する一定量の糸の確保が可能となつた事によつて、こゝに外国貿易を独占的統制におく第二弾が放たれたとみるべきである。

又このような貿易体制を可能ならしめる政治情勢として譜代大名の配置換えの一段落、領国体制の整備、主要鉾山の幕領化の拡大によつて貿易支払の対価としての銀の独占的獲得が可能となつた事が貿易の独占的統制を容易ならしめたという事実も見逃すことはできないのである。

以上のように觀察するとき幕府の狙いである貿易の独占的統制のルールはおおむね敷かれたように思われる。それにも拘らずその最後の完成は実に十年の年月を要しているのはいかなる事情によるものであろうか。それに関し一般に鎖国令の代表的なものと考えられている

(A) 寛永十年二月二十八日付

寛永十二年付

(B)

寛永十三年五月十九日付

(C)

寛永十六年七月五日付

(D)

の内容について考察してみる事にする。<sup>⑩</sup>第一に日本人の海外渡航の問題については寛永八年に奉書船制度を設けて特定層のみに限定したが、それが(B)令において一切禁止されたのは奉書船の中に法令に違反して鉄砲を輸出したり、又海外からキリスト教徒を潜入させようとする企みのある事が報告されたのが原因となつている。<sup>⑪</sup>すなわち日本人の海外貿易活動の禁止にあつてキリスト教との関連性が強調されているが、この傾向は更に進んで、(D)令におけるポルトガル貿易禁止に判然と表現されている。(D)の令の根拠とする所は幕府において堅く禁止しているキリシタン宗門を秘に日本に伝道している点であるが、これはさきの寛永初年、イスパニヤ修好使節来期の際これを斥けて国交を断絶した際と全く構想を同じくするものであつた。これら二国との国交断絶の理由が殆んど同一型式であつたという事はその現実的事情というよりもむしろこれが幕府にとつてその正当化を民衆に浸透させるのに最も適当な言辭であつたとみるべきではなからうか。そう考えるならば寛永年間にその内容において精粗、段階的違いはあるものゝ鎖国令が繰返し公布されたことは、幕府が貿易の独占的統制の完成の時期を模索しつゝあつた事を物語るものであらう。

さきに寛永八年の貿易制度諸改正において見られた特長は、以前より行われていた西南諸藩の藩貿易に対する幕府権力の介入であつた。すなわち十六世紀以来主としてポルトガル船を対象として行われた西南諸藩の貿易活動は、秀吉の天下統一以来統一的封建支配者にとつては好ましくない問題であつた。それはキリスト教の伝道という宗教的問題と同時に、貿易利潤による富国強兵の危険が存在していた。徳川政権に入つてからも、幕府は慶長十四年西国大名に対し五百石以上の大船の建造を禁止して、大名の遠洋貿易に対し取締りを行つた。しかしこれに対しこれら諸大名は、対策として種々の方法を講じて事実上の貿易を行つたと考えられる。その詳細は不明であるが、細川藩の例に徴すれば、藩商人の名において行ふ方法、領内居住の中国人を通ずる方法、又御買物奉行を長崎に派遣して現地で買取

寛永鎖国についての一考察（箭内）

らせる方法などあつた事が知られる。恐らく他の諸藩においても類似の方法がとられたと考えられる。このような動向に対し幕府権力が具体的対策として打出したもの<sup>⑬</sup>が、さきの奉書船制度であり、又分国糸の設定はかゝる諸藩に対する一つの「恩償」を与えることによつてそれらの諸藩の貿易権を収めるための施策であつたと思われる。

しかしながら尚過去久しきに亙るこれら諸藩の貿易活動を終熄せしめることはできなかった。寛永鎖国令において最も数多く見られる貿易上の諸規定は、五カ所（京都、堺、長崎、江戸、大阪）商人による独占的統制を確認するために繰返しなされていることを知るのである。しかもこれら諸藩の中で最後まで最も大きな抵抗拠点は平戸であつた。平戸がオランダ商館の所在地である事は、長崎を唯一の貿易港として貿易支配を志向する幕府にとつて甚だ厄介な存在であつた。勿論平戸のオランダ貿易に対しては、長崎奉行の管理が行われていたが、平戸貿易が行われる限り、それに結び付く平戸藩主、平戸商人の存在を無視することはできないのである。

既に以前から平戸のオランダ貿易に対しても関与していた五ヶ所商人団は、鎖国令(A)(B)によつてこゝに主導権をもつことを幕府から確認されたが、更に(D)令によつてポルトガル貿易が断絶するとともに、平戸貿易を長崎に移してその完全管理を幕府に運動した。このような動きに対し、平戸藩主、平戸商人たちはオランダ人と結託して抵抗を試みたことは別稿において明かにした所であるが、幕府内部においても若干議論の対立があつた事は注目してよい点である。しかし寛永十八年大目付井上筑後守の平戸乗込によつて最後の断が下され、商館は破却せられ、館員は長崎出島に移転することが命ぜられたのである。この際井上筑後守が理由としてあげた西暦年号問題等は明に口実のための口実であつた事はいふ迄もない。

このように考える時、寛永鎖国の完成はいわば幕府による藩貿易遮断の完成を意味するといつてもよいであろう。平戸に対しては分国糸として五ヶ所仲間から新に十九丸が割賦されており、その理由は貿易損失を補うための「御れんみんの上」とある事によつても分国糸の性格を示すものであろう。<sup>⑭</sup>これによつて幕府は今やその意図した貿易の完全

な独占的統制を行うことに成功した。勿論この場合この事を可能ならしめた外的環境、即ちオランダによる日本貿易独占の志向と合致した点も見逃せない。しかし鎖国を国内史からみる時、ことに西南諸藩と幕府との力関係から検討する必要があると思うのである。しかも同時に、寛永鎖国によってオランダ貿易は最高の幸運にめぐまれ、その結果は、白糸を中心として貿易の主導権を掌握し、莫大の利潤をあげることになったのは皮肉でもある。この点からみても寛永鎖国の性格は貿易そのものよりも別の観点から考えるべきであろう。本稿は極めて粗い素描であるが、尚藩政史とくに西南諸藩と幕府との関係について検討を要する問題があることを述べたものである。

## 註

- ① 「異国往復書翰集」（異国叢書所収）九一―二二ページ
- ② 「異国日記抄」（異国叢書所収）二〇六―八ページ
- ③ 薩藩旧記雜録所収。この奉書には黒船、いきりす船とポルトガル、イギリス両国船のみを対象としているが、この制限令がオランダ船に対しても行われたことは外国側史料によって明かである。
- ④ 異国日記抄 二一九ページ
- ⑤ 拙稿「朱印船制度創設記事についての一考察」（史淵第九十三輯）
- ⑥ 大日本史料十二編一八、六五二ページ
- ⑦ この点については中田易直「鎖国の成立と糸割符」（東京教育大学文学部紀要X五一六ページ）
- ⑧ 長崎拾芥
- ⑨ 拙稿「分国系について」（史淵第八十八輯）
- ⑩ 一般にはこの外に寛永十一年二月二十八日の法令もあげているが、これは内容が(A)と全く同一であるので省いた。
- ⑪ 岩生成一「朱印船貿易史の研究」三六九ページ
- ⑫ 細川藩の藩貿易については武野要子「鎖国と細川藩」（宮本又次編「商品流通の史的研究」所収）及び「鎖国前における藩貿易の展開」（九州商科大学商経論叢）参照

寛永鎖国についての一考察（節内）

寛永鎖国についての一考察（箭内）

⑬ 拙稿「鎖国と平戸商人団」（史淵第六十六輯所収）

⑭ 古集記（通航一覽刊本第四輯所収）二四八―九ページ。